○内閣府告示第百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐渡市

二　構造改革特別区域の名称　佐渡市地域限定特例通訳案内士養成特区

三　構造改革特別区域の範囲　佐渡市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　金沢市

二　構造改革特別区域の名称　金沢市特例通訳案内士特区

三　構造改革特別区域の範囲　金沢市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡下條村

二　構造改革特別区域の名称　下條村果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡下條村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県加賀郡吉備中央町

二　構造改革特別区域の名称　吉備中央でぇれーうめぇワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　岡山県加賀郡吉備中央町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市

二　構造改革特別区域の名称　京都市認定通訳ガイド特区

三　構造改革特別区域の範囲　京都市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県西牟婁郡すさみ町

二　構造改革特別区域の名称　心豊かな子どもを育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釧路市

二　構造改革特別区域の名称　釧路市阿寒湖温泉地区共生型福祉サービス特区

三　構造改革特別区域の範囲　釧路市の区域の一部（阿寒湖温泉地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田市

二　構造改革特別区域の名称　秋田市地域密着共生型福祉特区

三　構造改革特別区域の範囲　秋田市の全域

○内閣府告示第百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県及びいすみ市

二　構造改革特別区域の名称　ブレーメン共生型サービス推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　いすみ市の全域

○内閣府告示第百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　富山県、富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町

二　構造改革特別区域の名称　富山型福祉サービス推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町の全域

○内閣府告示第百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第五百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十八年六月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊那市

二　構造改革特別区域の名称　伊那市地域共生型福祉特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊那市の全域